|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 解答例 | | | 解説 | |
| １ | 知識アイコン  知識アイコン  知識アイコン  知識アイコン  知識アイコン | ⑴　二院制  ⑵　語句　３分の２  　　権限　衆議院の優越  ⑶　ウ  ⑷　ウ，エ | １ | ⑴　両院制ともいう。大日本国憲法のもとでの帝国議会でも，衆議院と貴族院の二院制が採用されていた。  ⑵　衆議院の優越は，衆議院が参議院に比べて任期が短く解散もあり，また人数も多いことから，より民意を反映すると考えられ，とられている制度である。  ⑶　ア　内が外国との間で結んだ条約は，結前か締結後に国会の承認を必ず得なければならない。  イ　法律案は内閣のほかに国会議員も提出することができる。  ウ　裁判所を設置するのは国会である。  エ　内閣が天皇の国事行為に対して助言と承認を行うことが，内閣が国会を解散する権利を持つことにつながる。  ⑷　ア　簡易裁判所は，全国に438か所設置されている。  イ　高等裁判所は全国に８か所設置されている。 |
| ２ | 技能アイコン  技能アイコン  技能アイコン  技能アイコン  技能アイコン | ⑴　Ａ　常会  　　Ｂ　時会  　　Ｃ　特別会  　　Ｄ　急集会  ⑵　内閣 | ２ | ⑴　Ａ　常会の会期は150日間であるが，１回だけ延長することができる。  Ｂ　臨時会の会期の延長は２回まで行える。  Ｃ　特別会が集されると内閣は総辞職し，新しい内閣総理大臣が選出される。  Ｄ　参議院の緊急集会でとられた置は，次の国会開会後10日以内に衆議院の同意がない場合，効力を失う。  ⑵　国会の召集は，内閣の助言と承認のもとに行う天皇の国事行為にあたる。 |
| ３ | 知識アイコン  知識アイコン  技能アイコン  技能アイコン | ⑴　議院内閣制  ⑵　公務員  ⑶　事裁判  ⑷　裁判員制度 | ３ | ⑴　国会の信任を失った内閣は，衆議院を解散するか総辞職しなければならない。  ⑵　公務員は，一部の仕者でなく全体の奉仕者でなければならないと憲法に規定されている。これは，主権者である国民全体に対する奉仕者という意味である。  ⑶　告人席と検察官席があることから判断できる。民事裁判の場合，原告席と被告席となる。  ⑷　裁判員席があることから判断できる。裁判員裁判は原則として６名の裁判員と３名の裁判官が話し合いで有罪か無罪，有罪の場合その刑期を決定する。 |